

# 鹿 児 島 県 公 報

平成30年 6 月 29 日 (金) 第3429号の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

○鹿児島県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則 (※)  
(水産振興課取扱い) 1

○鹿児島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則 (※)  
(水産振興課取扱い) 2

## 規 則

鹿児島県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

### 鹿 児 島 県 規 則 第 30 号

鹿児島県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則  
鹿児島県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則 (平成12年鹿児島県規則第175号)  
の一部を次のように改正する。

第 2 条 各 号 を 次 の よう に 改 め る 。

- (1) 定置網漁業 (漁業法 (昭和24年法律第267号) 第 6 条 第 3 項 に 規 定 す る 定 置 漁 業 を い う。)
- (2) 小型定置網漁業 (鹿児島県漁業調整規則 (昭和39年鹿児島県規則第98号。以下「県規則」という。) 第 7 条 第 2 号 コ に 掲 げ る 小 型 定 置 網 漁 業 を い う。)
- (3) 漁業法第 6 条 第 5 項 第 2 号 に 掲 げ る 第 2 種 共 同 漁 業 (定置網を使用するものに限る。)
- (4) 中型まき網漁業 (漁業法第66条第 2 項 に 規 定 す る 中 型 ま き 網 漁 業 を い う。)
- (5) 小型まき網漁業 (県規則第 7 条 第 2 号 ア に 掲 げ る 小 型 ま き 網 漁 業 を い う。)
- (6) すくい網漁業 (県規則第 7 条 第 2 号 エ に 掲 げ る す く い 網 漁 業 を い う。)
- (7) さし網漁業 (県規則第 7 条 第 2 号 オ に 掲 げ る さ し 網 漁 業 を い う。)
- (8) 固定式さし網漁業 (県規則第 7 条 第 2 号 カ に 掲 げ る 固 定 式 さ し 網 漁 業 を い う。)
- (9) 敷網漁業 (県規則第 7 条 第 2 号 キ に 掲 げ る 敷 網 漁 業 を い う。)
- (10) 太平洋広域漁業調整委員会又は日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くろまぐろ漁業
- (11) 前各号に掲げる漁業のほか、くろまぐろを採捕する漁業

第 3 条 第 3 号 中 「陸揚げした日」の次に「(くろまぐろの養殖等用の種苗の採捕については、移送用の仮生けす等に入れた日)」を加える。

第 4 条 第 1 項 中 「左欄」を「第 1 種 特 定 海 洋 生 物 資 源 の 種 類 の 欄 に 掲 げ る 第 1 種 特 定 海 洋 生 物 資 源 に つ い て , 同 表 の 期 間 の 欄 」に , 「中欄」を「基準日の欄」に , 「右欄」を「報告期限の欄」に改め , 同項の表を次のように改める。

第 1 種 特 定 海 洋 生 物 資 源 の 種 類	期 間	基 準 日	報 告 期 限
1 くろまぐろ	漁獲可能量による管理の対象となる期間	月の末日	当該月の翌

	(以下「漁獲可能量管理期間」という。)		月の10日
2 まあじ, まいわし並びにまさば及びごまさば	(1) 漁獲可能量管理期間のうち最初の8月間	月の末日	当該月の翌月の10日
	(2) (1)以外の期間	旬の末日	当該旬の次の旬の末日

第4条第2項中「年」を「漁獲可能量管理期間」に改める。

別記様式注中注を注1とし、同様式注に次のように加える。

2 くろまぐろの採捕の数量等の報告の場合は、30キログラム未満のものと30キログラム以上のものに分けて記入すること。

3 「陸揚げした日」欄は、くろまぐろの養殖等用の種苗の採捕の数量等の報告の場合は、移送用の仮生けす等に入れた日を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同項の表1の項中「翌月の10日」とあるのは、「末日」とする。

鹿児島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布する。

平成30年 6 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第31号

鹿児島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、知事が都道府県計画（法第4条第1項に規定する都道府県計画をいう。以下「鹿児島県計画」という。）で定める知事管理量に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表)

第2条 知事は、管理期間（30キログラム未満のくろまぐろ又は30キログラム以上のくろまぐろに係る知事管理量による管理の対象となる期間として鹿児島県計画で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を公表するものとする。

- (1) 県内における30キログラム未満のくろまぐろ又は30キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量が、鹿児島県計画で定める当該くろまぐろに係る知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (2) 県内における30キログラム未満のくろまぐろ又は30キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量が、鹿児島県計画で定める当該くろまぐろに係る知事管理量のうち、採捕の種類又は期間ごとの採捕に係る数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(採捕の停止)

第3条 知事が前条の規定により同条第1号に掲げる場合に該当する旨の公表をした場合には、当該知事管理量に係る採捕を行う者は、当該公表の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該公表に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

- 2 知事が前条の規定により同条第2号に掲げる場合に該当する旨の公表をした場合には、当該知事管理量に係る採捕を行う者は、当該公表の日の翌日から同日の属する鹿児島県計画で定める採捕の期間の末日までの間は、当該公表に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。